

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年5月22日(2008.5.22)

【公表番号】特表2005-504117(P2005-504117A)

【公表日】平成17年2月10日(2005.2.10)

【年通号数】公開・登録公報2005-006

【出願番号】特願2003-532434(P2003-532434)

【国際特許分類】

C 07 C 67/303 (2006.01)

C 07 C 67/08 (2006.01)

C 07 C 69/75 (2006.01)

C 07 B 61/00 (2006.01)

【F I】

C 07 C 67/303

C 07 C 67/08

C 07 C 69/75 Z

C 07 B 61/00 300

【誤訳訂正書】

【提出日】平成20年4月4日(2008.4.4)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

脂環式ポリカルボン酸エステルの製造法において、

a) 相応する芳香族ポリカルボン酸または相応する芳香族ポリカルボン酸無水物の部分エステルを水素化し、その際周期律表の第VIIIB族の少なくとも1つの金属を含有する触媒を用いて芳香族部分エステルの水素化を実施し、

b) こうして得られた脂環式部分エステルをアルコールと反応させて完全エステルに変え、その際完全エステルへの脂環式部分エステルの反応をチタン化合物またはジルコニウム化合物の触媒反応下に実施することを特徴とする、脂環式ポリカルボン酸エステルの製造法。

【請求項2】

脂環式部分エステルを完全にエステル化するために、芳香族ポリカルボン酸の部分エステルの鹼化の際に得ることができる同様のアルコールまたは同様のアルコール混合物を使用する、請求項1記載の方法。

【請求項3】

脂環式部分エステルを完全にエステル化するために、芳香族ポリカルボン酸の部分エステルの鹼化の際に生成される別のアルコールまたは別のアルコール混合物を使用する、請求項1記載の方法。

【請求項4】

芳香族ポリカルボン酸または相応するポリカルボン酸水素化物が2、3または4個のカルボキシ基官能基を含む、請求項1から3までのいずれか1項に記載の方法。

【請求項5】

芳香族ポリカルボン酸または相応するポリカルボン酸水素化物が1~5個の縮合されたベンゼン環を含む、請求項1から4までのいずれか1項に記載の方法。

**【請求項 6】**

アルコール成分が1～15個の炭素原子を有する分枝鎖状または非分枝鎖状のアルキル基、シクロアルキル基および/またはアルコキシアルキル基である、請求項1から5までのいずれか1項に記載の方法。

**【請求項 7】**

芳香族ポリカルボン酸の部分エステルとして1,2-ベンゼンジカルボン酸、1,3-ベンゼンジカルボン酸または1,4-ベンゼンジカルボン酸のモノエステルを使用する、請求項1から6までのいずれか1項に記載の方法。

**【請求項 8】**

芳香族ポリカルボン酸の部分エステルとして1,2,3-トリメリト酸、1,2,4-トリメリト酸または1,3,5トリメリト酸のモノエステルまたはジエステルを使用する、請求項1から7までのいずれか1項に記載の方法。

**【誤訳訂正2】**

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0015

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0015】

従って、本発明の対象は、

a) 相応する芳香族ポリカルボン酸または相応する芳香族ポリカルボン酸無水物の部分エステルを水素化し、その際周期律表の第VIIIB族の少なくとも1つの金属を含有する触媒を用いて芳香族部分エステルの水素化を実施し、

b) こうして得られた脂環式部分エステルをアルコールと反応させて完全エステルに変え、その際完全エステルへの脂環式部分エステルの反応をチタン化合物またはジルコニウム化合物の触媒反応下に実施することを特徴とする、脂環式ポリカルボン酸エステルの製造法である。

**【誤訳訂正3】**

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0075

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0075】

完全エステルと共にアルコール、微少量の部分エステル、触媒またはその後続生成物および場合によっては副生成物を含有する粗製エステル混合物は、自体公知の方法により後処理される。この場合、後処理は、次の工程を含む：場合によっては水蒸気蒸留を含めて過剰量のアルコールおよび場合による低沸点物の分離、存在する酸の中和、簡単に濾過可能な残留物への触媒の変換、固体の分離および場合によっては乾燥。この場合には、使用される後処理法に応じて、前記工程の順序は、さまざまであってよい。粗製エステル混合物の後処理法は、例えばドイツ連邦共和国特許第19721347号明細書C2に記載されている。